

電磁的記録媒体提出票

第14条第1項
第15条第1項
第16条第1項
第16条第2項
遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の規定により提
第20条第1項
第20条第2項
第22条第1項
第22条第2項

出すべき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を
以下のとおり提出します。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違あ
りません。

年 月 日

殿

提出者の氏名又は名称及び住所

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記
録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出
するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記
録されている事項を記載すること。
- 2 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付さ
れている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書
類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。